

市第96号議案

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市新羽地域 ケアプラザ及び 横浜市新羽コミ ュニティハウス	港北区新吉田町 6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村 松 紀美枝	横浜市新羽地域ケア プラザ及び横浜市新 羽コミュニティハウ スの供用開始の日か ら平成31年3月31日 まで

提 案 理 由

横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）